

## 変 更 公 告

分任契約担当官

陸上自衛隊徳島駐屯地

第 348 会計隊徳島派遣隊長 前田 瑞貴

令和 7 年 8 月 5 日付（公告第 24 号）で公告した、入札件名「需品整備工場他照明器具交換工事」を次の通り一部変更する。

### 1 競争参加資格

変更前	<p>(2) 防衛省における令和 7・8・9 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、中国・四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。</p> <p>(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国・四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。</p> <p>(12) 中国・四国防衛局の管轄内（岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県、）高知県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。</p>
変更後	<p>(2) 防衛省における令和 7・8・9 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、中国・四国・近畿防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。</p> <p>(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「請書」）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国・四国・近畿防衛局長か</p>

	<p>ら、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。</p> <p>(12) 中国・四国・近畿防衛局の管轄内（岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県、福井県、石川県、富山県、愛知県、岐阜県、三重県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 本件に対する問い合わせ

〒779-1116 徳島県阿南市那賀川町小延413-1

陸上自衛隊徳島駐屯地 第348会計隊徳島派遣隊 担当：前田

TEL 0884-42-0991内線(345) FAX 0884-42-0993(直通)